

悪質な海賊版サイトが利用するコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）事業者、「クラウドフレア社（Cloudflare, Inc、本社：米国・カリフォルニア州サンフランシスコ）」提訴について

弊社は 2022 年 2 月 1 日、KADOKAWA、講談社、集英社とともに、国際的に活動するコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）事業者の一社であり、現在アクセス数の多い悪質海賊版サイト上位 10 サイト中、多くの期間を通じて半数以上のサイトにサービスを提供しているクラウドフレア社（Cloudflare, Inc、本社：米国・カリフォルニア州サンフランシスコ）に対し、海賊版コンテンツの公衆送信・複製の差し止め及び損害賠償（各社 1 作品で、4 作品合計の損害額は約 56 億円。その一部として各社それぞれ 1 億 1500 万円＝約 100 万ドル）を求める訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。

CDN 事業者は、世界各所に大容量のサーバーを設置し、契約先サイトのコンテンツをそれらサーバーに一時的に複製（キャッシュ）してユーザーからのアクセス先を分散すると同時に、ユーザーの最寄りのサーバーからデータを配信することで、当該サイトの通信速度を確保するなどの役割を担っています。各国の CDN 事業者が展開しているそのサービス自体は、快適なインターネット環境の保持に欠かせない公共的サービスのひとつと認識されており、大手 CDN 事業者は多くの場合、契約締結時にサイト運営者の身元確認を適切に行い、かつ当該サイトが違法・不当なコンテンツ配信を行うことのないよう、様々な手段を講じています。

一方、クラウドフレア社の CDN は、無料サービスの利用期間が限定されておらず、本人確認も不十分なまま契約することができます。そのため、サイト運営者は同社サービスを利用することによって、CDN サービスのメリットを最大限享受しつつ、オリジンサーバー提供者やその IP アドレスを秘匿することが可能です。こうした特性から、身元の特定を嫌う海賊版サイト運営者の多くが、クラウドフレア社の CDN サービスをこぞって利用するようになっています。

それら海賊版サイトの中には、月間 1 億を超えるアクセスをこなし、広告収入を荒稼ぎしている悪質なサイトが複数存在します。一般社団法人 ABJ が、アクセス数の多い上位 10 の海賊版サイトのうち試算可能なオンラインリーディング型サイトで違法に読まれた漫画の小売り額を推定した結果、その額は 2021 年の 1 年間だけで 1 兆円（※）を超えるまでに拡大しています。そして前述の通り、上位 10 サイト中、多くの期間を通じて半数以上のサイトが、クラウドフレア社の CDN を利用していることがわかっています。

海賊版サイトが利用するオリジンサーバーほかの通信インフラは、運営コストの観点から、月間 1 億を超えるアクセスをこなせるような能力を到底有していません。従って、クラウドフレア社による CDN サービスの提供が停止されれば、多くの悪質海賊版サイトの運

営が不能、または極めて困難になると考えられます。言い換えると、クラウドフレア社のCDN サービスは、多くの悪質海賊版サイトの運営にとって不可欠のものになっていると考えられるのです。

原告となった出版4社はこれまで、顧問弁護団（福井健策、二関辰郎、出井甫各弁護士＝骨董通り法律事務所、前田哲男弁護士＝染井・前田・中川法律事務所、伊藤真、平井佑希、丸田憲和各弁護士＝ライツ法律特許事務所、中島博之弁護士＝東京フレックス法律事務所）とともに、クラウドフレア社に対し、著作権侵害が明らかな海賊版サイトを具体的に示したうえで、対象サイトが違法に蔵置している侵害コンテンツについて、

- ・同サーバーを介した公衆送信の停止
- ・同社が日本国内に有しているサーバーにおける一時的複製（キャッシュ）の停止
- ・違法であることが明らかな海賊版サイト運営者との契約解除

などを再三、求めて参りました。

クラウドフレア社からは最終的に、対象サイトについて必要な措置を取ったとの回答があったものの、同社はどのサイトに対して、どのような措置を取ったのかについて何ら具体的な説明をしようとしません。何より対象サイトが従前通りの通信速度を維持したまま活動を続けている現状では、同社が効果的な対応を行ったと捉えることは困難です。また、専門家による技術的な検証によっても、対象の海賊版サイトにおいて引き続き同社のCDNが利用され、キャッシュが行われている蓋然性が高いことがわかっています。

以上の経緯と現状認識から、出版4社は、クラウドフレア社に対し、あらためて海賊版コンテンツの公衆送信・複製の差し止め及び損害賠償（被害額の一部として各社それぞれ1億1500万円＝約100万ドル）を求め、提訴に至った次第です。

原告4社と顧問弁護団は、今回の訴訟を通じ、海賊版対策への協力要請に対してクラウドフレア社がこの数年間示してきた非協力的な姿勢が、通信インフラという公共的サービスを担う企業としてふさわしいものかどうかについても、社会に問うていきたいと考えています。

海賊版サイトの運営は、漫画家をはじめとするクリエイターが心血を注いで創作した作品を盗み取り、彼らが受け取るべき正当な報酬を篡奪する犯罪行為にほかなりません。被害拡大を一刻も早く止めるためにも、読者、関係者のみなさまのご理解とご協力をお願い致します。

株式会社小学館

※アクセス数や滞在時間等から小売り額に換算した数字であり、逸失利益を算出したものではありません